

NEWS LETTER

2011年1月13日(木)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

平成 23 年度税制改正

個人所得課税編

平成 23 年度の税制改正大綱は、平成 22 年 12 月 16 日に公表されました。改正案は、昨年度改正の「控除から手当へ」に加えて、デフレ脱却と雇用の維持・拡大、格差是正のための所得及び富の再分配機能の回復が主眼です。総じて、高所得者及び遺産取得者に負担を求めているのが特徴です。

それでは、今回、個人所得課税について主な改正項目を確認していきます。

(1) 給与所得控除見直し

今まで青天井だった給与所得控除は、収入 1,500 万超で控除額 245 万円を限度とし、また、役員等給与（役員としての職務の対価）についても、控除限度額 245 万円は、収入 2,000 万超からは逡減、4,000 万超で 125 万円が上限となっています。なお、役員等は、法人税法第 2 条 15 号に規定する役員、国会議員及地方議会議員、国家公務員及び地方公務員で一定の職種の者です。

(2) 退職所得課税の見直し

役員としての勤続 5 年以下の当該役員退職手当金については、退職所得控除後の残額の 2 分の 1 とする課税措置、いわゆる「2 分の 1 課税」を廃止としています。

また、退職所得に係る個人住民税額の

10%税額控除を廃止するとしています。

(3) 成年扶養控除の見直し

その年の合計所得金額 400 万円超の人については、年齢 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族のうち、特定の親族（年齢 65 歳以上 70 歳未満の高齢者、障害者、学生等）以外は、扶養控除の対象外となります。なお、その年の合計所得金額 400 万円超から 500 万円未満までは控除額 38 万円を限度として負担調整措置が設けられています。

上記 (1)、(3) の改正は、平成 24 年分以後の所得税及び平成 25 年分以後の個人住民税から適用されます。また、上記 (2) の改正は、所得税は平成 24 年分以後、個人住民税は平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われる退職手当金から適用されます。

(4) その他

①特定支出控除について、その範囲の拡充及び適用要件を緩和、②上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限を 2 年延長、③公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が 20 万円以下の者について、確定申告不要とする等の改正がなされています。